

第29号議案

加東市東条西ふれあい館条例制定の件

加東市東条西ふれあい館条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市東条西ふれあい館条例

(設置)

第1条 地域交流の活性化、教育及び文化の振興並びにコミュニティ活動の推進を図り、活力あるまちづくりに資するため、加東市東条西ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ふれあい館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 加東市東条西ふれあい館
- (2) 位置 加東市吉井298番地

(事業)

第3条 ふれあい館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の交流のための施設の提供に関する事。
- (2) 市民の教育及び文化の振興のための施設の提供に関する事。
- (3) 市民のコミュニティ活動の推進のための施設の提供に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事業に関する事。

(施設)

第4条 前条の事業を行うため、ふれあい館に次の施設を置く。

- (1) 多目的研修室
- (2) 会議室
- (3) その他必要な施設

(施設の使用許可)

第5条 ふれあい館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付すことができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は備付け備品を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 管理運営上支障があるとき。
- (4) 物品の販売、宣伝等営利を目的とする行為があるとき。
- (5) 政党その他の政治団体等又は宗教の勧誘活動を行うとき。
- (6) 運動競技に使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合に限り、後納することができる。

(使用料の減免)

第7条 教育委員会は、市若しくは市が関係する特別地方公共団体が使用するとき、又は市及び公益に関する活動を行う団体として教育委員会規則で定めるところにより登録を受けた団体が使用する場合で教育委員会規則に定める特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が天災地変その他使用者の責に帰することができない特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、施設を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命じることができる。

- (1) 第5条第3項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (3) 許可を受けた使用目的と異なった目的にふれあい館の施設を使用したとき。
- (4) 許可を受けた使用条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

2 前項に規定する措置により使用者に損害が生じても、教育委員会は、その責めを負わな

い。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設、備品等の使用が終わったとき、又は前条第1項の規定により許可を取り消されたときは、直ちに施設に設置した設備又は器具を撤去し、施設、備品等を原状に回復しなければならない。

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

使用料

施設の名称	午前	午後	夜間	終日	備考
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
多目的研修室	2,000円	2,600円	3,000円	7,600円	
会議室	600円	800円	1,000円	2,400円	

備考

- 1 使用時間が上記区分の2以上にわたる場合は、それぞれの使用料を合算した額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 3 市外に住所を有する個人（市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。）又はその事務所若しくは事業所が市外にある法人その他の団体に対する使用料の額は、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。

第29号議案 要旨

加東市東条西ふれあい館条例の制定（要旨）

1 制定理由

令和4年4月から旧東条西小学校体育館をコミュニティ施設として供用を開始することに伴い、地域交流の活性化、教育及び文化の振興並びにコミュニティ活動の推進を図り、活力あるまちづくりに資するため、加東市東条西ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）について、その設置及び運営に関し必要な事項を定める条例を制定するものである。

2 制定内容

- (1) ふれあい館の名称及び位置に関すること。（第2条関係）
- (2) ふれあい館の事業に関すること。（第3条関係）
- (3) ふれあい館の施設に関すること。（第4条関係）
- (4) ふれあい館の施設の使用許可に関すること。（第5条関係）
- (5) ふれあい館の使用料に関すること。（第6条、第7条及び第8条関係）
- (6) ふれあい館の禁止行為、使用許可の取消し、原状回復の義務等に関すること。（第9条、第10条、第11条及び第12条関係）

3 施行期日 令和4年4月1日

第29号議案 説明資料

加東市東条西ふれあい館規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、加東市東条西ふれあい館条例（令和 年加東市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 加東市東条西ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を臨時に延長し、又は短縮することができる。

（休館日）

第3条 ふれあい館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(1) 水曜日

(2) 12月28日から翌年の1月3日までの日

（使用許可の申請）

第4条 ふれあい館の施設を使用しようとする者は、施設使用許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の期間は、当該申請に係る施設を使用しようとする日の3箇月前の日が属する月の初日から使用しようとする日までの間とする。ただし、教育委員会が管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、市及び加東市公の施設公益活動団体登録規則（平成24年加東市教育委員会規則第3号）の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、毎年度11月1日から11月30日までの間（以下「年間許可申請期間」という。）に翌年度の使用に係る許可の申請をすることができる。ただし、年間許可申請期間の末日の翌日から当該年度の末日までに新規に登録団体となった団体は、年間許可申請期間の後であっても翌年度の使用に係る許可の申請をすることができる。

4 前項の申請は、その申請をする者が使用しようとする日に日曜日又は土曜日を含んでいる場合においては、これらの日の使用に係るものに限り、同項の規定により申請をすることができる年度の各月につき、当該各月のこれらの日の数の2分の1に相当する日数（その日数に1日未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた日数）を超えてすることはできない。

5 第3項の規定による申請をしようとする者は、加東市東条西ふれあい館年間使用許可申請書（様式第2号。以下「年間許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

6 前各項の規定にかかわらず、教育委員会は、市並びに市の機関及び市が委託する事業の

主催者がふれあい館の施設を使用しようとする場合は、第2項及び第3項に規定する期間より前に申請を受け付けることができる。

(使用許可)

第5条 教育委員会は、前条に規定する申請に係る施設の使用を許可したときは、施設使用許可書(様式第3号。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。

(使用許可の順位)

第6条 使用許可の順位は、許可申請書を受理した順序とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用時間)

第7条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間も含めたものとする。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、条例第7条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市が関係する特別地方公共団体が使用するとき 免除
- (2) その使用の内容が市の施策の啓発又は振興に寄与すると教育長が認めるとき 免除
- (3) その使用の内容が青少年の健全育成に寄与すると教育長が認めるとき 免除
- (4) その使用の内容が市民の文化、教育、健康又は社会福祉の増進に特に寄与すると教育長が認めるとき 使用料の5割に相当する額を減額
- (5) 前各号に掲げるほか、教育長が特に必要があると認めるとき その都度教育長が定める額を減額

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、許可申請書又は年間許可申請書を提出する際に、その使用の内容を記載した加東市東条西ふれあい館使用料減免申請書(様式第4号)を併せて提出しなければならない。

(使用料の還付の手続)

第9条 使用者は、使用料の還付を受けようとする場合は、直ちに加東市東条西ふれあい館施設使用料還付申請書(様式第5号)に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(特別の設備設置等の承認)

第10条 使用者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用することができる。ただし、教育委員会は、ふれあい館の管理運営上必要があると認めるときは、使用者に対してその設備又は器具の変更を命ずることができる。

2 前項の規定により、特別の設備の設置又は器具の使用の承認を受けようとする者は、その内容を記載した仕様書を許可申請書に添付しなければならない。

3 第1項の承認を受けた者は、施設の使用が終わったとき又は条例第10条第1項の規定により使用許可の取消し等を受けたときは、直ちに当該設備又は器具を撤去し、原状に回復しなければならない。

4 第1項及び前項の規定に係る費用は、全て使用者の負担とする。

(使用許可の取消し)

第11条 教育委員会は、条例第10条第1項の取消しを行ったときは、加東市東条西ふれあい館使用許可取消通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(使用者の遵守事項等)

第12条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員は、使用部分の定員を超えないこと。
- (2) 許可を受けずに、飲酒、飲食等をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において、火気(喫煙を含む。以下同じ。)を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに、館内に貼紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 承認を受けた設備又は器具以外の物を使用しないこと。
- (6) 許可を受けずに、備付け備品を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (7) 入館した者に第14条各号に掲げる事項を遵守させること。
- (8) ふれあい館の管理運営上支障を来すような行為をしないこと。
- (9) その他職員の指示に従うこと。

2 前項第2号、第4号又は第6号の許可を受けようとする者は、加東市東条西ふれあい館規則第12条に係る許可申請書(様式第7号)を、使用する日の前日までに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項に規定する許可申請書を受理したときは、許可又は不許可を決定し、加東市東条西ふれあい館規則第12条に係る許可(不許可)決定通知書(様式第8号)を交付するものとする。

(入館者の制限)

第13条 教育委員会は、ふれあい館に入館しようとする者又は入館している者が次の各号に該当すると認められるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 管理上の必要な指示に従わない者

(入館者の遵守事項)

第14条 ふれあい館に入館した者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) ふれあい館を不潔にしないこと。

- (3) 騒音、放歌、暴力行為等他人に迷惑をかけること。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) その他職員又は使用者の指示に従うこと。

(破損滅失の届出)

第15条 使用者は、施設又は備付け備品を破損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。